

甲 景 審 第 4 号
平成24年(2012年)12月14日

甲賀市長 中嶋 武嗣 様

甲賀市景観審議会
会長 谷口 浩志

甲賀市景観計画について（答申）

甲賀市景観条例第6条の規定に基づき、平成24年5月18日付け甲都計第237号をもって諮問のありました甲賀市景観計画（案）については、おおむね適当と認めます。

なお、本計画の推進にあたっては次の事項について十分配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1、景観まちづくりは、市民、事業者、市それぞれの役割のもと一体的に取り組むことにより、初めて実現するものです。そのため、市民の皆さんの意見を十分にお聴きするとともに、景観まちづくりに市民の皆さんが積極的に参加できるように工夫してください。
- 2、良好な景観の保全や創造が、地域の評価や価値を高めることになり、まちの潤いやにぎわいにつながることを市民の皆さんに気づき、理解してもらうような取り組みを進めるとともに、特に、次世代を担う子どもたちが身近な景観に親しみを感じられるよう、普及啓発に取り組んでください。
- 3、景観まちづくりにおいては、その効果を総合的に高められるよう環境、農業、歴史、文化、教育等様々な行政施策との連携を積極的に図りながら進めてください。特に、公共事業においては、その手本となるべきものと考えますので、良好な景観まちづくりの率先垂範に努めてください。

4、景観まちづくりは、基準を定めることで画一的になるのではなく、個々の取り組みを尊重し、全体としてまとまった姿となるよう努めてください。

景観は、この地域において永く営まれてきた人々の生活や活動の積み重ねが目に見える形で表れたものであり、良好な景観の創造は、地域に暮らす人が、自分のまちに誇りを持ち、地域資源に光をあて、輝かせながら地域の魅力を再認識することから始まります。

景観まちづくりは地域活性化策の手法の一つとしてとらえ、積極的に活用されることを期待します。

甲賀市景観審議会委員

会 長 谷口 浩志

会長代理 中島 仁史

委 員 青木 美香

〃 杉田 憲二

〃 金田 周也

〃 富増 力章

〃 松本 佐知子

〃 森地 きよみ

(敬称略)